

随 意 契 約 結 果 一 覧 表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘 要
檜山振興局 保健環境部 社会福祉課	生活困窮者自立相談支援事業(檜山管内)委託業務	令和6年3月26日	一般財団法人 北海道国際交流センター	14,586,379	<ul style="list-style-type: none"> ・理由 生活困窮者自立相談支援事業の基本方針に基づき、公募型プロポーザルを実施した結果、審査結果が最良の評価であることから契約の相手方とする。 ・契約方法の根拠 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1(2) 	
檜山振興局 保健環境部 社会福祉課	生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業(檜山管内)委託業務	令和6年3月26日	一般財団法人 北海道国際交流センター	2,417,800	<ul style="list-style-type: none"> ・理由 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業委託業務の基本方針に基づき、公募型プロポーザルを実施した結果、審査結果が最良の評価であることから契約の相手方とする。 ・契約方法の根拠 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1(2) 	
檜山振興局 保健環境部 社会福祉課	広域相談支援体制整備事業(北渡島檜山圏域・南檜山圏域)委託業務	令和6年3月28日	有限会社そよかぜ	5,432,000	<ul style="list-style-type: none"> ・理由 広域相談支援体制整備事業委託業務の基本方針に基づき、公募型プロポーザルを実施した結果、審査結果が最良の評価であることから契約の相手方とする。 ・契約方法の根拠 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1(2) 	